

「健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス」運営規約

令和 6年6月18日制定

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本組織の名称を「健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス」とし、通称名を「国・都道府県等食環境アライアンス」、略称名を「食環境アライアンス」（以下「本アライアンス」という。）とする。

〔英語通称〕

第2条 本アライアンスを外国語により説明する必要があるときは、通称として「The Central and Local Government Alliance for a Healthy and Sustainable Food Environment」を用いる。

〔組織の目的〕

第3条 健康的で持続可能な食環境づくりを全国各地で効果的に推進するには、国の取組である「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ（以下「イニシアチブ」という。）」と、都道府県等が行う地域特性を踏まえた食環境づくりの取組を相補的・相乗的に展開していくことが重要となる。こうした観点から、イニシアチブを活用した、食環境づくりに関する国と都道府県等の効果的な連携関係を構築し、食環境づくりを全国で展開していくことを目的とする。

〔組織の位置付け〕

第4条 本アライアンスは、イニシアチブの下部組織である。

〔組織の活動〕

第5条 本アライアンスは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) イニシアチブの取組を活発化させるための各都道府県等の取組内容等を共有するための定期的な会合（オンライン）の開催
- (2) 各都道府県等の取組の成果や課題等の情報共有
- (3) その他本アライアンスの目的に沿った活動

〔事務局〕

第6条 本アライアンスの事務局は、イニシアチブの事務局が務める。

第2章 参画都道府県等

〔参画都道府県等の範囲〕

第7条 本アライアンスに参画することができる都道府県等は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 都道府県と調整を行った保健所設置市及び特別区

〔参画の要件〕

第8条 本アライアンスに参画しようとする都道府県等は、次に掲げる事項を満たし、又は満たすための検討を行っているものとして、イニシアチブの事務局に対し、本アライアンスへの参画申請を行い、イニシアチブに登録された時点で参画したものとする。

- (1) 都道府県等として、健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体（産学官等の構成が望ましいが、少なくとも産官で構成するものとする。以下「組織体」という。）を設置し、組織体の取組の内容、成果等について合意形成を図るための会議を定期的で開催するとともに、取組に係る年次レポートを作成・公表する。
- (2) 食環境づくりは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させて推進していくことが重要であり、この考えに沿った取組は、業種、事業規模等を問わず、いずれの事業者も行うことができる。こうした観点から、都道府県等として、幅広い業種等の事業者に対し、次に掲げる全ての事項を含む取組を実施する。
 - ・ 組織体への参画と、それを介したイニシアチブへの参画について呼び掛けるとともに、事業者からの各種照会等に対応する。
 - ・ 組織体への事業者の参画要件として、イニシアチブと同様の内容（少なくとも「食塩の過剰摂取」への対策に関する行動目標を1つ以上設定し、当該都道府県等に申請する。）を提示する。
 - ・ 栄養・食生活に関する地域診断（食品へのアクセスと情報へのアクセスに関する内容を含む。）の結果を踏まえ、地域課題を事業者に提示し、その解消に資する行動目標の設定を推奨・支援する。
 - ・ 健康に関心の薄い層へのアプローチに係る方針を提示することで、健康関心層のみならず、健康に関心の薄い層へのアプローチも推奨する。

〔都道府県等の参画申請〕

第9条 本アライアンスに参画しようとする都道府県等は、別に定める都道府県等参画手

引きに沿った事務局の指定する方法により申請するものとする。

〔暫定登録〕

第 10 条 都道府県等による本アライアンスへの申請から原則 3 年間は、組織体の設立に向けた準備期間として、暫定登録期間とすることができる。ただし、この期間内に、都道府県等での予算要求に向けた検討、調整等を行い、組織体を設立するものとする。

〔参画の標榜〕

第 11 条 正式登録された参画都道府県等は、別に定める方式に従い、本アライアンスの参画都道府県等であることを標榜することができる。

〔秘密保全義務〕

第 12 条 参画都道府県等は、本アライアンスに関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第 13 条 参画都道府県等が本アライアンスに関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、第 12 条の規定を準用する。

〔会費〕

第 14 条 参画都道府県等の会費は、無料とする。

〔退会〕

第 15 条 参画都道府県等は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

〔除名〕

第 16 条 参画都道府県等が次のいずれかに該当するに至り、改善要求に応じない場合は、運営委員会の判断により当該参画都道府県等を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反したとき
- (2) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第 3 章 附則

〔改定〕

第 17 条 本規約は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。本規約は、運営委員会と事務局により事前の通知なく改定される場合があるが、改定内容は国のイニシアチブのウェブサイト等で通知することとする。